問題1)

- ① 税効果会計とは、税法上の課税所得を会計上の利益と一致するように調整する会計処理方法を 指す。例えば、減価償却費について会計上実際の償却年数を適用した場合、これが税法上の耐 用年数と異なると税法上の課税所得と会計上の利益とが一致しなくなる。したがって、その差 額を一時差異として調整するのが税効果会計である。
- ② 税効果会計が強制されるのは、金融商品取引法の適用を受ける上場会社等と会社法上の大会社 (資本金が5億円以上、又は負債が200億円以上)である。それ以外の会社は、任意適用に なる。ただし、中小企業においても将来上場を目指す場合や一時差異で重要性の高いものがあ れば、そのときに税効果会計を積極的に導入する方が望ましい。
- ③ 日本税理士会や経団連等は、中小企業向けに「中小企業の会計に関する指針」を公表している。 この指針に強制力はない。しかし、できるだけ同指針に従った経理処理を行なうことが望まし いとされる。また、この指針に従った会計処理を行っていることを示すチェックリストを、金 融機関が提出する。このことにより金利等の優遇が受けられる融資制度が用意されている。
- ④ 一時差異には、将来減算一時差異と将来加算一時処理がある。将来的には、法人税等の税金の 増減(前者は減額、後者は増額)をもたらす効果がる。そして、減算、加算のいずれの場合も、 一時差異が発生した事業年度において法人税等の前払相当額(後者は増加効果額)を貸借対照 表の資産の部に繰延税金資産として計上する。
- ⑤ 税効果会計を適用すると、損益計算書の税引前当期純利益から控除される法人税等の額が、増加又は減少する。しかしながら、税効果会計は、あくまでも法人税等を差し引いた後の当期純利益を適切に表示するための損益計算書における調整に過ぎない。そのため、法人税等の納税額そのものには影響を及ぼさない。

問題 2)

- ① 貸借対照表に計上される負債とは、当該企業が他者に対して負うべき経済的な負担のうち、貨幣額で合理的に測定できるものをいう。そのため、負債は、他人資本とも呼ばれる。すなわち、負債は、貸借対照表の貸方を構成する項目であり、会社の資金の調達源泉を表す意味合いもある。
- ② 貸借対照表の負債の部に計上されている負債には、大きく分けて法律上の確定債務(法律上履行すべき義務)と会計的負債がある。会計的負債とは、現時点での確定債務ではないが、しかし、将来資産の減少若しくは役務の負担を必要とする経済的負担を指す(条件付き債務を含む)。代表例として、賞与引当金、退職給付引当金などの各種引当金があげられる。
- ③ 貸借対照表上の負債は、大きく流動負債と固定負債に区分表示される。負債の流動・固定の区分は、資産の流動・固定区分と同様に表示される。すなわち、一年基準(期限の到来が1年以内かどうか)及び正常営業循環基準(期間に拘わらず通常の営業活動の中で発生したものかどうか)によっている。
- ④ 一般に、負債のウェイトが大きくなると、業績変化による利益の振幅が大きくなる。つまり、営業利益減少に起因する「赤字化」「金利引上げ要求」「取引条件悪化」など、様々なコストが発生する。企業の理論的価値を考える場合、これらのコストの現在価値をマイナス考慮する必要があると考えられる。
- ⑤ 引当金は、確定した債務ではない。しかしながらすでに費用負担となる原因事象が当期時点で 発生しており、金額が合理的に見積もることができる場合に、必要な経済的負担として計上さ れる。この際、発生可能性が高いものはもちろん、たとえば、訴訟の損害賠償義務など発生可 能性が低いものであっても財務安全性のため計上すべきとされている。

問題3)

- ① 法人税等調整額は、税効果会計の過程で発生するものである。すなわち、適正な期間損益計算の観点から会計上の利益と税務上の利益との差額に対し法定実効税率を乗じることにより算出される。
- ② 当期の法人税等として納付しなければいけない額と法人税等調整額は、法人税等を控除する前の当期純利益から控除する形で表示する。原則として、両者は合算して表示することができる。
- ③ 海外子会社を含む連結財務諸表においては、繰延税金資産や繰延税金負債を流動資産、流動負債、固定負債、投資その他の資産のそれぞれの区分に計上されることもあり得る。
- ④ 税効果会計の対象となる税金は、法人税のほか住民税、事業税もその対象となる。また、法人 税等について税率の変更があった場合には、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負 債を新たな税率に基づいて再計算しなければならない。
- ⑤ 税効果会計を適用することにより、当該事業年度の純資産は、当該法人税等調整額に相当する額が増減する。しかし、これは、いずれ解消するための調整が行われる。最終的には、純資産に影響は及ぼさない。

問題4)

- ① キャッシュフロー計算書には、資金繰表に類似した形式の「直接法」と、税引前純利益から各項目を逆算していく「間接法」の二種類がある。後者の間接法は、「損益計算書」と「貸借対照表」のから作成される。なお、現状の日本では、主流となっているのは間接法である。ただし、資金繰表のように「いついくらの入金・支払がある」といったキャッシュフローの把握には向かない。
- ② キャッシュフロー計算書における財務キャッシュフローには、資金の借入・返済、社債の発行・ 償還等によるキャッシュの増減などが記載される。毎期利益が出ているのに、資金繰りが苦し い企業の場合、財務キャッシュフローが大きくマイナスになっている。これは、必要以上に返 済ペースが速いことなどが要因と解される。
- ③ 自社株式の購入や保有は、株式交換や移転など企業再編、上場企業における持合株の解消売りの受け皿や敵対的買収の防止等の有力な手段である。このことから、最近盛んにおこなわれるようになったが、このための資金の流出は、投資キャッシュフローに分類される。
- ④ 財務キャッシュフローがプラスになっている場合、一見当該企業の資金繰りに不安がないように解されるが、本業が不調で利益がでていない場合には、銀行借入により何とか資金繰りをつけていることを意味する。このため、一般に当該企業への評価は、ネガティブ(マイナス)となる。
- ⑤ 本業が好調な企業が将来の事業拡大等の設備投資を行なうため、銀行借入や社債の発行などを 行うことがあり、この場合、やはり財務キャッシュフローがプラスとなる。このプラスは、将 来的な事業の成長を見込んでの設備投資の意味合いが強いので、一般に当該企業への評価は、 ポジティブ(プラス)となる。

問題5)

- ① 財務諸表分析は、主に収益性、安全性を計る観点から行う。なかでも、安全性の分析は企業の財務 面での健全性を知る上で重要である。その分析指標の一つとして、企業の短期的な支払い能力を表 す流動性比率があげられるが、この流動性比率には、流動比率、当座比率、手元流動性比率などの 指標がある。
- ② 流動比率とは、流動資産の流動負債に対する比率であり、一般的には、200%以上が理想といわれている。しかしながら、税効果会計による繰延税金資産が流動資産に計上されている場合には、 換金性のない資産が含まれている。このような換金性のない資産を控除した流動資産を用いて分析するのが合理的と解される。
- ③ 当座比率とは、当座資産の流動負債に対する比率である。当座資産とは、流動資産のうち現金預金、 受取手形・売掛金、短期有有価証券である。よって、流動比率と比較した場合、棚卸資産、繰延税 金資産、その他の流動資産を除いた金額で分析がなされ、一般的には、100%以上が望ましい水 準とされている。
- ④ 手元流動性比率とは、手元にある即座に資金化できる資産がどれだけあるかを示す指標である。そしてこの比率は、(現預金+短期有価証券+受取手形) ÷月商により算出される。
- ⑤ 流動比率が高いが手元流動性比率が低い場合、売上債権や棚卸資産・未収入金などの換金可能性資産割合が高いことを意味する。これらの資産は、現実にはただちに換金可能でない場合や、滞留していて評価減が必要な場合も多い。このため、流動性の分析には流動比率だけでなく、他の指標や個々の資産の検証が必要である。

問題 6)

- ① コンプライアンスについては、訴訟などの状況も重要な事項である。民事の係争事件も当然重要であるが、知的財産権や国際税務、ダンピング、海外不正支払等、行政との係争事件も重要性が高まっている。これらは、企業活動のグローバル化に伴い係争規模が大きくなっている。このことから、一つの敗訴による損害賠償や信用喪失の影響が、企業の資金繰り等の再建計画に大きなダメージとなることも多い。
- ② ガバナンスやコンプライアンスの調査に関連して、役員及びその親族との取引の状況に十分な注意 が必要である。取引が存在する場合には、会社への利益供与が存在している。そのため、会社に損 害が発生していないかどうかの調査が必要となる。
- ③ ガバナンスやコンプライアンスについては、内部監査の実施状況やその指摘事項の調査が有用である。そして、会社経営上の重要なポイントがどこにあるか、また問題点がどこにあるかを事前に絞り込まれていれば、効率的に内部統制調査を実施することができる。ただし、日本企業の傾向として、内部監査部門に重点をさほどおかれていない場合が多いことには留意が必要である。
- ④ ガバナンスが有効に機能しているかどうかは、適切な内部管理の観点から、経営陣が高い職業倫理 観を涵養し、従業員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成しているかで 調査する。かつ、経営陣が内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に 関与しているかで調査するし、必要に応じて担当者等にインタビューを行う。
- ⑤ 経営情報システムは、経営戦略を実現するための組織体の重要なインフラストラクチャとなっている。そして有効かつ効率的に経営情報システムが機能するためには、それにまつわるリスクコントロールが適切に整備・運用されなければならない。従ってこのシステムが I Tガバナンスの実現に寄与しているか調査することが必要である。

問題7)

- ① 財務諸表における営業利益、経常利益等の財務指標は、企業活動のすべてをありのままに反映している。従って、たとえ会計監査人の監査を受けていたとしても、必ずしも企業の本当の収益力を表しているとは限らない。そこで、これらの財務指標から非経常的な企業活動の影響を排除・修正することにより、本来の収益力を算出することがあり、これを正常収益力と呼ぶ。
- ② 正常収益力の算出の目的には、主に当該企業の真の収益力の把握や企業買収等における企業価値の評価などがある。ただし、企業買収においてはチェンジオブコントロール条項により、当該の取引契約が解除され、それにより売上の減少が見込まれるケースもあるので、その目的により、修正の対象となる非経常項目が異なるということも生じる。
- ③ 正常収益力の算出における非経常項目としての加減項目には、法規制の影響による増減や災害による特需などの一時的な売上の増加といったものがある。また、グループ会社間の取引もこれにあたり、算出にあったては、当該の売上や仕入を控除する必要がある。
- ④ 正常収益力の算出における非経常項目としての減算項目には、創業記念費用、特別ボーナス、 上場準備のための監査法人への監査費用、証券会社や上場コンサルタントへの手数料等費用等 があげられる。また、経常的に取引のある得意先の倒産により、突発的に発生した実際の貸倒 損失もその対象となる。
- ⑤ 正常収益力の算出における非経常項目にあたるかどうかは、財務諸表における勘定科目明細の 閲覧によるだけでない。取締役会・経営会議議事録等の閲覧や、関係者へのヒアリングも重要 であり、これらを怠ると、判断を誤ることがある。

問題8)

- ① 流動負債として代表的な項目には、買掛金、支払手形、未払金、短期借入金、1年以内返済長期借入金、賞与引当金などがある。また、固定負債として代表的な項目には、長期借入金(返済期限1年超のもの)、社債(自社発行分かつ償還期限到来1年超のもの)、退職給付引当金などがある。
- ② 再建対象企業の財務デューデリジェンスで調査される収支分析の一つに、財務収支がある。財務収支とは、営業活動や投資活動を行うために必要な会社の資金調達活動に関する収支である。 例えば、長期・短期借入金、社債、増減資、自己株式の購入・売却、配当の支払などがあげられる。
- ③ 中小企業の財務諸表において、本来短期借入金であるべきものが長期借入金として計上されていることがあり、流動比率が過剰に良く見えるように誘導されることがある。したがって、財務デューデリジェンスの際に、借入金返済予定表と金銭消費貸借契約書の返済条件を照合するなど、注意が必要である。
- ④ 過年度の長期借入の案件について、金利や期間などの貸出条件の推移から、貸出元金融機関が対象企業に対して、どのような信用供与を行っていたかを窺い知ることができるといえる。一般に、貸出元金融機関からの長期借入金が短期借入金に切り替えられている場合は、金融機関から対象企業への与信態度が向上したと解される。
- ⑤ 有利子負債利子率は、支払利息などの金融費用を有利子負債で除して表される指標である。そして、この指標が低いほど、有利な条件で資金を調達できているため、会社の信用度が高く望ましいとされている。なお、有利子負債には、短期借入金や長期借入金だけでなく社債も含まれる。

問題9)

- ① 過剰債務は、要償還債務の金額のうち長期間にわたり返済不能と試算されるものであり、金融 支援の必要性の程度を判断するために必要な指標である。この過剰債務に明確な定義はないが、 有利子負債から経常運転資金等を控除したもののうち、フリーキャッシュフロー (FCF)に 一定年数を乗じた金額を超える部分などとすることが多い。
- ② FCFの算出には、いくつかの方法があるが、「営業利益+減価償却費-設備投資額-賞味運転資金増加額」が代表的なものである。また、過年度の取引において売上の架空計上等が判明した場合や非経常的な収益が認識された場合には、その影響額を考慮しないと合理的なFCFが算出できない恐れがある。
- ③ 算出された過剰債務は、FCFによる返済能力を超える部分を意味し、会社の実質債務超過額と概ね一致することから、この部分に対する何らかの金融支援が必要となってくる。そしてその程度によって、具体的な支援の手法も元金据置や金利引下など、金融機関の負担が比較的軽いものから債権放棄、DESなど抜本的な支援まで幅広く決定されることになる。
- ④ 非保全額は、有利子負債のうち担保や第三者保証によって保全されていない金額である。抜本 的な金融支援を必要とする際に、支援の限度を判断するために必要な指標である。一般に非保 全額を超える金融支援は、金融機関として株主・預金者などに対して経済合理性の説明が困難 といわれている。だからといって、それを超える支援が不可能というわけではない。
- ⑤ 税務上の繰越欠損金は、再生計画におけるタックスプランニングにおいて必要となる重要な指標である。それは、実態を把握した結果、判明した財務上の修正事項と税務上の取扱いが相違するうえ、この税務上の繰越欠損金が再生計画策定における納税額の見積り、債務免除益課税に与える影響などを考慮するために必要であるからである。

問題10)

- ① 債務超過とは、負債が資産を上回っている財務状態のことである。その状態が直ちに経営破綻を引き起こすわけではない。しかしながら、信用力を大きく損なうことから、事業継続のためには自己資本充実などの対策が必要である。
- ② 債務超過の原因は、赤字の累積であり、その赤字の要因は、事業損益の悪化によるものや資産評価損によるものなどがある。そして、いずれもキャッシュフローの流出を伴うため破綻の引き金となる可能性が高い。
- ③ 企業の貸借対照表は、従来通りの事業継続を前提に作成される。そのため、特に昨今のように 事業環境や将来見通しに大幅な変化が生じやすい状況下においては、実態に合わせて再評価を 行う必要がある。
- ④ 事業を清算する場合に、資産は売却を前提に再評価する必要がある。一般的に清算に伴う資産 売却は、可及的速やかにキャッシュ化する必要があることから、売却される資産の価値がより 減少し、債務超過の度合いが悪化する傾向がある。
- ⑤ 金融機関は、原則として債務超過企業に対し投融資を行うことは難しいため、当該企業は、資金繰り上も厳しい状況に追い込まれることが多い。そこで、企業再生を行う際は、当該企業に対する債権放棄や債務の株式化、増減資などにより債務超過の解消を図る必要がある。

問題11)

- ① 損益計算書は、会計上のルールに基づいて作成される。ところが、会計ルール上の利益と現実のキャッシュの動きが乖離している状態にあるといえ、また、会計ルールも企業ごとに必ずしも同一ではない。一方で、実際の現金の動きを示しているキャッシュフロー計算書は、実際に現金が動いた事実を記している。そのため、企業ごとの収支実態を正確に表しており、また企業ごとのブレはないといえる。
- ② キャッシュフロー計算書では、キャッシュ増減の原因(あるいは性質)の区分に応じて、営業活動によるキャッシュフロー、投資活動によるキャッシュフロー、及び財務活動によるキャッシュフローの三つに分けられる。買掛金、支払手形などの支払債務の増減は、営業活動のキャッシュフローの項目に記載される。
- ③ 商品の仕入れを行なっても、代金が未払いの状況になっている買掛金は、資金が流出しない。 したがって、キャッシュフローの計算においては、仕入債務の増加は、本来支払わなければな らないはずの代金の支払の猶予であり、当期のキャッシュフローの計算においては、マイナス 表示される。
- ④ 損益計算書は、一定期間の取引の流れを表示するもので、「発生主義」という実際の現金の流れとは異なる方法で、取引を認識している。そのため、キャッシュフロー計算書を作成する際には、一定期間の取引から現金の収入・支出を伴わない取引を控除して行うことになる。
- ⑤ キャッシュフロー計算書は、貸借対照表と損益計算書から誘導的に作成される。すなわち、損益計算書における期間中の取引発生額に対し、関連する貸借対照表項目の期首と期末の残高差額すなわち増減額を加減することによって、期間中のキャッシュフローの金額を得ることができる。

問題12)

- ① キャッシュマネジメントとは、一定期間の入出金を予測して、資金収支のバランスをコントロールし資金不足の場合は、その手当てを行い、資金ショートさせず、事業を継続していけるようにすることである。それ自体は、ある程度機械的に作成できるが、課題はその予測精度の向上であるといえる。
- ② 一般に企業は、資金ショートが怖いので、手元資金を多めに残しておく傾向がある。しかし、 資金繰り予測の精度が高ければ手元資金を最小限にできるので、その分、他で運用できる資金 が増える。 キャッシュリッチな企業は別として、外部調達より内部調達の方が通常、資金コ ストが安く、貸借対照表も圧縮できるので、精度の向上は再生フェーズにある企業にとっては 重要である。
- ③ 資金繰り予測の精度を高めても、急な支払いの発生や入金予定の変更は起こる。急な多額の送金となると、通常以上に送金手数料を払ったり、不利な為替レートで外貨に換えたりで不要なコストを余儀なくされることもある。そのため、緊急時の送金プロセスやルールを整備したり、その前提として、リアルタイムで資金ポジションをモニターして事前に早めに手を打てるようにしておくことは重要である。
- ④ 資金繰り予測のための精度の高いデータを効率よく集めるためには、まずITの力を借りて精度の高いデータを漏れなく集めることが理想的である。しかしながら、仮に理想的なシステムができたとしても、残念ながらそれだけで予測の精度が向上するものではない。それは、予測において客観性を担保することは容易ではなく、また、外部要因によるコントロール困難な部分が必ず残るからである。
- ⑤ 予測と実績が相違する原因は、結局のところ現業部門にヒアリングするこことでしないと明らかになることが多い。よって、精度を向上させるためには、データの取得だけでなく、定期的な予算/実績分析とヒアリングの繰り返しで経験値を高めていく必要がある。

問題13)

- ① 棚卸資産回転期間は、何日分の棚卸資産を在庫として抱えているかを示す指標である。すなわち、棚卸資産回転日数=棚卸資産÷(売上高÷365日)によって算出される。
- ② キャッシュフロー版インタレスト・カバレッジ・レシオは、金利支払の本当の財源をキャッシュであると考える。このことから、キャッシュフロー版インタレスト・ガバレッジ・レシオ=営業キャッシュフロー÷支払利息・割引料によって算出される。
- ③ キャッシュフローマージンは、売上高に対してどのくらいのキャッシュを企業活動の基本である営業活動から生み出しているのかを示す指標である。すなわち、キャッシュフローマージン =営業活動キャッシュフロー÷売上高によって算出される。
- ④ 売上債権回転日数は、売上債権を回収するのに要する日数の平均値である。この数値は、販売 してから現金回収するまでに平均何日かかっていりのかを示す指標であるり、売上高債権回転 日数=平均売上債権÷(売上高÷365日)によって算出される。
- ⑤ 商品・製品回転日数は、商品や製品などの資産がどれだけの期間で現金として回収されるかを示す指標である。すなわち、商品・製品回転日数=平均商品・製品残高÷(売上高÷365日)によって算出される。

問題14)

- ① 株主と債権者は、ともに企業に対する資金提供者である。しかし、法的地位に大きな差があり、 株主は、株主総会を通じ経営意思決定に参加できるのに対し、債権者は、経営に参加できない。 また、債権者は業績が良好であっても約定利息しか受け取れないうえ、多大な株主配当は、会 社財産の減少となり、債務不履行の危険性も生ずる。
- ② 配当を多く望む株主と自らの債権の保全を図りたい債権者には、根源的に利害対立関係にある。 そこで、配当の上限を設定する法的規制が必要になり、それを行うにあたっての基礎として、 財務諸表が作成される。このような財務会計の機能を利害調整機能という。
- ③ 利害関係者相互間の利害を調整するには、財務会計が「企業会計原則」等一般に認められた公正・妥当な会計基準を遵守していることが必要とされる。それは、会計基準の遵守によって、企業が作成した貸借対照表及び損益計算書の妥当性が担保されるからである。
- ④ 所有と経営の分離がより一層進展すると、経営に対する株主の影響力は低下する一方、株式の 売買を通じてのキャピタルゲインを得ることに関心を持つことになる。そこで、潜在的株主等 をも含めた投資者に対して、投資意思決定にあたっての有用な情報を財務諸表によって提供す ることになる。このような財務会計の機能を情報提供機能という。
- ⑤ 財務会計に対して、社内において各業務プロセスからデータを集計・加工し、直接費や間接費の原価分析、収益性分析等の報告書等を作成し、それをもとに現状把握や経営判断を行なうことを目的とする管理会計がある。これらの報告書等についても、経営判断に直結する資料であることから、財務会計同様に公正な会計基準の遵守が求められている。

問題15)

- ① 倍率法とは、マルチプル法とも呼ばれDCF法と並んでよく用いられる企業価値の算出方である。これは、評価しようとする会社と類似した上場会社の財務数値×類似会社の評価倍率の計算式によって求められる。
- ② 利益倍率法の代表的な企業価値算出方法の一つに当期純利益倍率法(PER)がある。これは、 類似上場会社の時価総額と当期純利益の倍率を算定し、 算定対象会社の当期純利益にその倍 率を掛けて企業価値を算出する。
- ③ 利益倍率法の代表的な企業価値算出方法の一つに純資産倍率(PBR)がある。これは、類似 上場会社の時価総額と純資産の倍率を算定し、算定対象会社の簿価純資産にその倍率を掛け て企業価値を算出する。
- ④ 利益倍率法の代表的な企業価値算出方法の一つに、EV/EBIT倍率法がある。EV/EBIT倍率は、一般にEV=「時価総額+借入-現預金」、EBIT=利息/税金控除前利益(≒営業利益)として算出する。
- ⑤ 利益倍率法の代表的な企業価値算出方法の一つに、EV/EBITDA倍率法がある。EV/EBITDA6年率法をBITDA(1年間の現金収入)に対して、EV6年3年で表した。 この倍率法は、会社を買収した場合に何年間で元が取れるかという指標になる。

問題16)

- ① 企業再生における財務面でのリストラクチャリングの一つに、負債部分の再構成、いわゆる、 デット・リストラクチャリングがある。デット・リストラクチャリングの目的は、過剰債務状 態下の企業の元利返済の負担を軽減し、本来の事業に資金を振り向けることなどである。
- ② リスケジュールも、デット・リストラクチャリングの一つの手段である。リスケジュールとは、 毎月の返済額を減額したり、一時的な返済猶予を設定したりするなど、金融機関等の債権者からの借入条件や弁済条件の変更を行うことである。
- ③ かつては、リスケジュールした場合、新規融資の獲得が困難となることから、債務者側では慎重になることが多かった。しかし、金融円滑化法以降は、行政の指導もあり金融機関も概ね柔軟に対応している他、金融機関には、コンサルティング機能を十分に発揮することが求められている。なぜならば、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう、金融機関には積極的に支援することが求められているからである。
- ④ デット・リストラクチャリングの他の方法として、債権放棄、Debt Equity Swap(DES)がある。いずれも債務者にとっては返済すべき債務がなくなるというメリットがある。しかしながら同時に、いずれも一定の株主責任、経営者責任が問われるというデメリットもある。
- ⑤ デット・リストラクチャリングの他の方法として、Debt Debt Swap (DDS) があり、債権放棄に代替する金融支援方法として、活用することが期待されている。債務者側のメリットとしては、債務者区分が上位遷移した場合に新規融資も可能となるなどもあるが、一方、一般に金利が高くなるというデメリットもある。

問題17)

- ① 再建を要する企業が債務免除を受ける場合、債務免除益の計上に伴う税金支払負担が発生する 可能性がある。債務免除を受ける企業の大半は、繰越欠損金を抱えているため、債務免除益が 相殺されることが多いが、時には繰越欠損金を控除しきれないケースも考えられる。
- ② 経営者が自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がない。 それにも拘わらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は、「譲渡益」として 経営者に所得税(みなし譲渡益課税)が課せられる。非課税となるのは、経営者が保証債務の 履行として金融機関に対して直接私財の提供を行う場合だけである。
- ③ 平成25年度企業再生税制において、企業再生をめぐる現状を踏まえ、「企業再生税制」の対象となる「一定の要件を満たす私的整理」の範囲を拡大した。一定の企業再生ファンドについても、「企業再生税制」の適用を認める特例が設けられた。
- ④ 平成25年度企業再生税制において、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、「2以上の金融機関等が有する中小企業者に対する債権が、合理的な再生計画によって特定投資事業有限責任組合(企業再生ファンド)に譲渡された上で債務免除が行われた場合」も、企業再生税制の対象に追加された。
- ⑤ 平成25年度企業再生税制において、中小企業の事業再生を促進するため有利子負債の額が 10億円未満である企業再生の場合、評価損益の計上対象資産について、資産の1件あたりの 評価額が100万円未満の少額資産であっても、評価損の計上を認め債務免除益と相殺できる こととなった。

問題18)

- ① 事業再生ADR制度は、過剰債務に悩む企業の問題を解決するため生まれた制度である。これは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与しその解決を図る特定調停法に立脚している。
- ② 事業再生ADR制度は、産業競争力強化法において規定される。企業の早期事業再生を支援するため、中立な専門家が、金融機関等の債権者と債務者との間の調整を実施する。その際、双方の税負担を軽減し、債務者に対するつなぎ融資の円滑化等を図る制度とされている。
- ③ 事業再生ADR制度は、主として金融債権者のみを対象とした私的整理手続であり、対象者の 全員一致による決議を経て、金融支援(返済条件の変更、債権放棄、債権の株式化)を行うも のである。したがって、取引先に対する商取引債権などには、影響を及ぼすことがなく、事業 を継続しながら、過剰債務問題を解決し、再生を目指すことができる。
- ④ 事業再生ADR手続により、債権放棄を伴う事業再生計画が成立した場合、企業再生税制等が 適用される。これにより、事業再生ADR手続により策定された再建計画に基づき債権者が行 う債権放棄等は、寄付金に該当せず、損金への算入が可能となった。
- ⑤ また、事業再生ADR手続における債務者企業に対する措置として、事業再生ADRに基づく 資産評定による評価益及び評価損は、法人税の課税対象となる所得の計算上、それぞれ益金算 入及び損金算入が可能となる。また、前記の適用を受ける場合、期限切れ欠損金を青色欠損金 等に優先して利用することが可能となった。

問題19)

- ① 再建計画は、金融機関が受け入れられる実現性の高い抜本的な経営改善計画でなくてはならない。また基本的に、計画の実現に必要な関係者との同意、債権放棄などの支援額の確定、十分に厳しい将来の収益予測など、すべての要件を満たしていることが求められる。
- ② 再生活動を計画案通りに推進又は軌道修正するモニタリングは、民事再生においては、監督委員が、また会社更生では、管財人がその機能を有しなければならない。そして私的整理においても、第三者又は債権者が指名した者、メイン銀行等々によるモニタリングが必要である。
- ③ 会社更生法では、手続き開始決定日をもって事業年度が終了する。そのため、税務申告を含めた決算作業を行う必要がある。また、財産評定は、開始決定日を基準として行う。しかしながら、財産評定には、相当程度の時間がかかることから、実務上は、まず財産評定前の決算作業を行ない、つぎに、税務申告は、財産評定前の決算書に基づいて行うこととなる。
- ④ 再生活動の状況をモニタリングする際に、債権者に対して留意すべき事項にコベナンツに対する対応が挙げられる。これは、金融機関が再生計画に賛成することと引き換えに再建状況を定期的に開示、報告させるものであるり、債務者の経営を監視することを指す。
- ⑤ 債権者にとって資金回収の可能性を確保することは、非常に関心が高い。このため民事再生法の制定により、旧経営陣が当該再生対象企業の経営陣としてそのまま残り再生手続を進めていく DIP型の再生事例が増えている。そしてこの現状では、経営者に対する評価は、当然、資金回収の観点から行われる。

問題20)

- ① 平成21年4月租税特別措置法が改正され、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度、いわゆる事業承継税制が創設された。この制度は、中小企業の後継者が先代経営者からの贈与、相続又は遺贈により取得した非上場株式に係る贈与税・相続税の全部を納税猶予する制度であり、納税猶予を受けた中小企業者は、一定の事業継続要件を満たす必要がある。
- ② 平成25年度税制改正により、租税特別法の一部が改正され、事業承継税制の適用要件の緩和 や手続きの簡素化が行われた。これらの改正事項は、原則として平成27年1月1日以降に相 続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続性又は贈与税について適用 される。
- ③ 平成25年度税制改正以前は、計画的な承継に係る取組みに関する経済産業省の事前確認が認 定の要件であった。しかしながら、同税制の改正により、この要件が撤廃され、手続が簡素化 されることとなった。
- ④ 平成25年度税制改正以前は、後継者が現経営者の親族に限定されていたが、同税制の改正により、この要件が撤廃され親族に限らず適任者を後継者にすることが可能となった。また、同税制の改正以前は、現経営者が贈与時に役員を退任することが要件であったが、代表者を退任すれば、有給役員として残留が可能となった。このことから、現経営者の信用力が引き続き活用できることとなった。
- ⑤ 平成25年度税制改正以前は、要件を満たせず納税猶予打ち切りの際、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要であった。しかしながら同税制の改正により、利子税率が0.9%に引き下げられまた、承継5年超で5年間の利子税が免除されることとなり、納税猶予打ち切り時のリスクの緩和が行われることとなった。